

奈良・法貴寺遺跡

所在地 奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺

調査期間 一九八四年(昭59)六月～一九八五年五月

発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所

調査担当者 今尾文昭・田中一広・小澤毅

遺跡の種類 集落跡・寺跡・水田跡

遺跡の年代 平安時代後期～江戸時代

法貴寺遺跡は弥生集落として著名な唐古・鍵遺跡の東南方九〇〇mに位置する奈良盆地中央部の遺跡である。調査は初瀬川(大和川)

mに付替事業とともになう緊急発掘調査で、新たに河道・堤防となる部分のうち約一、〇〇〇m²分を調査対象とした。



小字蓮池田地区では、環濠を有した南北五五m、東西四〇m以上の屋敷地を検出し、内部に建物三～四棟

および畠を確認した。屋敷は、二度前後の増改築を経て、一三世紀後半～一四世紀末までのほぼ一五〇年間にわたって存続したものと考えられる。屋敷の主は興福寺大乘院方に属した長谷川党の一翼になつた法貴寺一党的有力名主層であろうと推測している。

さて墨書曲物は屋敷をとりまく西側の濠のうちの一本に重複する状態で検出した瓦質井筒組井戸(円形、直径一・四m、深さ一・五m、三段組)の底に据置かれたものである。曲物は井戸中央に正位置で出土しており、井戸の設置時のものと判断してよいものである。形状は厚さ五mmの薄板を二重にした円形の曲物で直径三一cm、高さ二三cmで、外側に三ヵ所の墨書がある。

8 墨書曲物の釈文・内容

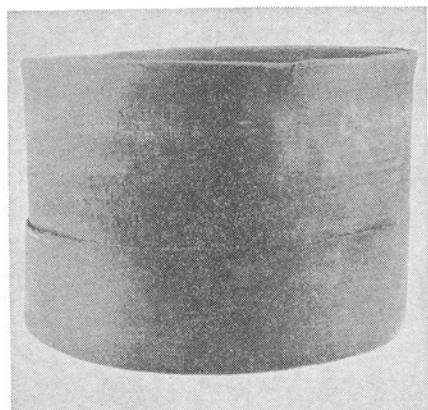
(1) •「天川福桶」

•「乙應鐘下澣」

•「賢舜之」

191

「天川福桶」は奈良県吉野郡天川村天川弁才天社の御師の桶のことと、「應鐘」は一〇月の異称、「下澣」は下旬、「賢舜之」は所有者の僧侶の名前を記したものである。「乙巳」の年についてであるが、文明一七年(一四八五)と天文一四年(一五四五)の両者を候補としておきたい。すなわち曲物出土井戸が、法貴寺遺跡への瓦器碗の



供給が衰微して以降（十四世紀末）の瓦質土器の時期に廃絶した濠を、さらに切り込んで掘られている点、

天川弁才天社への信仰が応永三年（一四二八）の大乗院門主經寛僧正の天川詣以降の一五世紀末ごろから広まり組織される点、井戸内に近世陶磁器の出土がない

点をあげることができよう。このように実年代を限定できる墨書きがあることから、中世日用雑器の編年や一般集落における天川弁才天社の信仰実態を研究する上で有効な史料となろう。

なお釈文については、岸俊男所長の御教示を得た。

9 関係文献

樺原考古学研究所『法貴寺遺跡現地説明会資料』（一九八四年）

査速報展図録——（一九八五年）

（今尾文昭）

大宰府出土木簡概報（第二集）の刊行

昭和五十一年に第一集が刊行されて以来、十年ぶりに第二集がまとめられて刊行された。第二集は、昭和四九年度以降に出土した二六八点の木簡のうち、主要な一四一点についてその概要を報告したものである。各年度の発掘調査概報『大宰府史跡』で既に報告済みの木簡であるが、釈文が訂正されたものが一部あるので注意を要する。収録された木簡は、大別して六地区から出土しているが、その半数以上は大宰府政庁地区の西南隅に接する不丁地区からのものである。不丁地区出土の木簡については木簡学会第六回研究集会で報告され、また本誌第六号でも概要が紹介されている。木簡には紫草関係の木簡一五点、付札五八点等内容的にまとまるものがあり、古代の大宰府を考える上で注目されるものが多い。

なお、本書には古代の大宰府とは直接の関係をもたない中世木簡や板卒塔婆、呪符等も収められている。

九州歴史資料館発行

『大宰府史跡出土木簡概報(2)』

（A4版 八三頁 一九八五年三月刊）

（申込先） 福岡県太宰府市太郎左近 九州歴史資料館史料普及会

価額一〇〇〇円